

大隅北小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針全体計画

学 校 教 育 目 標

夢実現に向けて、よく考え、思いやりと積極性をもち、ねばり強い子どもを育てる

家庭・地域との連携
・学級PTA
・校区安心安全会議
・学校運営協議会

【いじめ防止対策委員会】

- 年間計画の作成および実行・検証・修正を行う。
- 目的 子どもの人権に配慮し、いじめの未然防止・早期解決を図り、情報を共有する。
- 組織構成
(管理職、生徒指導主任、各学級担任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家)
- いじめの定義： 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

関係機関等との連携
・児童民生委員
・坂元駐在所
・教育委員会
・社会福祉協議会

○教育活動の重点
・自尊感情の醸成
・個性伸張・創造性育成
↑
・心の教育と道徳教育の充実
・いじめ・差別を許さない校風の樹立
・いじめ問題を考える週間の充実
・児童・保護者へのアンケート活用

○児童生徒の主体的な活動など
・ボランティア活動の推進・充実(清掃活動・高齢者とのふれあい活動等)

○「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組実施状況の具体的な評価

【いじめの防止】

- 教職員の取組： 定期的・適時の教育相談、家庭訪問等、道徳科の授業や特別活動における児童生徒の主体的な活動の推進を図る。
→ いじめ防止対策委員会へ報告・連絡・相談
- 児童の取組： 学級活動、児童会活動(他を思いやる心の醸成)
- 保護者の取組： 《楽しく団らん、たくさんほめる》
夢実現のための「自尊感情の育成」

【いじめの早期発見】

- 教職員の取組： 生徒指導連絡会 いじめアンケート(毎月)の実施・活用、アセスメント(「学校楽しいーと」)「SNSチェックシート」の活用
→ いじめ防止対策委員会へ報告・連絡・相談
- 児童の取組： 活動や遊びの中での仲間作り
子ども同士・教師との対話 等
- 保護者の取組： 子どもとの対話、定期・不定期の教育相談 等

【いじめに対する措置】

- いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- 教職員の取組： 教育相談等による事実確認
→いじめ防止対策委員会へ報告
相談→共通理解に基づく的確・迅速な対応→継続的指導
- 児童の取組： 教師の指導の素直な受容→話し合い活動(自ら反省し行動を考える機会)→言動・生活等の見直し→実践
- 保護者の取組： 学校との連絡・相談→共通理解→家庭での継続的指導
- いじめの「解消」の定義 ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

○生徒指導体制
・あいさつ運動推進
・生徒指導連絡会
・相談体制
・家庭訪問・教育相談の充実

○職員研修
・子どもの人権の尊重
・教師の言動の振り返り
・体罰の厳禁
・「いじめ対策必携」の活用

○いじめに関する教員評価
→いじめの有無や多寡のみを評価するのではない